

少年の拘禁体制に関する二〇一三年五月二四日の通達（1）

フランス刑事立法研究会

<https://doi.org/10.15017/1957728>

出版情報：法政研究. 85 (2), pp.195-207, 2018-10-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

少年の拘禁体制に関する二〇一三年五月 二四日の通達（1）

フランス刑事立法研究会（訳）

はしがき

少年の拘禁体制に関する二〇一三年五月二四日の通達

序論

I―被拘禁少年

II―少年に特化した行刑施設または少年区画への若年成人の

例外的据置（以上、本号）

III―被拘禁少年に働きかける者

IV―拘禁体制

V―出所計画の策定及び刑の修正

VI―被拘禁少年に適用される懲戒体制

はしがき

本資料は、「少年の非拘禁体制に関する二〇一三年五月二四日の通達」⁽¹⁾を訳出したものである。

現在、日本では、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において、少年法適用年齢の引下げの是非とともに、若年者に対する刑事法制のあり方が検討されている。議論は、三つのグループ（第一分科会〔第三分科会〕に分かれて進められ、二〇一七年二月九日、「中間報告」が出された。⁽²⁾その後、二〇一八年二月一六日には、各分科会においてまとめられた「中間報告(2)」が提出されている。⁽³⁾

第一分科会の「中間報告(2)」では、「若年受刑者に対する処遇原則の明確化、若年受刑者を対象とする処遇内容の充実、少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実」について報告され、ここでは、若年受刑者の改善更生のために処遇を充実させる必要性が打ち出された。加えて、これまでの少年司法及び少年矯正における知見や方法の活用とともに、若年受刑者に対する処遇原則の明確化及び社会復帰支援の規定の必要性も示された。しかしながら、処遇原則及び社会復帰支援規定の具体的内容につい

ては、今後の課題とされるにとどまっている。

フランスでは、毎年、二〇〇人前後の少年が拘禁刑に服している。⁽¹⁾これらの少年は、少年に特化した施設または刑事施設の少年区画に収容される。この収容体制のあり方を具体的に規定するのが、ここで取り上げる、「少年の拘禁体制に関する二〇一三年五月二四日の通達」である。

第一分科会の「中間報告(2)」が指摘するように、若年受刑者に対し、少年院での知見・施設の活用が有効であるとの見方は、まさに、若年受刑者を少年と連続した存在として捉え、少年に対する処遇の有効性を、若年受刑者にも認めているということである。その意味では、フランスにおける被少年拘禁者の体制を確認することは、日本における若年受刑者処遇の参考となろう。

以下、本通達を翻訳して紹介する。なお、翻訳に当たっては、井上宜裕（九州大学大学院法学研究教授）、及び、大貝葵（金沢大学人間社会研究域法学系准教授）が共同して行い、フランス刑事立法研究会で逐語的に再検討しつつ、全体の訳語や表現の統一を図った。

（大貝葵）

少年の拘禁体制に関する二〇一三年五月二四日
の通達

国璽尚書、司法大臣、

権限付与として

行刑機関の地域間局長殿

少年司法保護局地域間局長殿

行刑施設長殿

少年司法保護局地域局長殿

情報提供として

控訴院院長殿

控訴院付検事長殿

大審裁判所長殿

大審裁判所付共和国検事殿

国立行刑学院院长殿

国立少年司法保護学院院长殿

根拠規定

― 犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオールドナンス第

資料
指導通達 MENE 一一三二四九C 第二〇一一一三九号
―被拘禁者の行刑施設における方向づけに関する二〇一二

年二月二日の通達第 JUSK 一二四〇〇〇六C号

―刑事訴訟法典第七四一一一条及び第 D.五四五条の規定を
被有罪宣告少年に適用する態様に関する二〇一二年二月二
八日〇 DPJJ 通達第 JUSF 一二〇六九四C号

―司法の手にある者及び司法的保護下にある少年に向けら
れる文化的プロジェクトの実施に関する二〇一二年五月三
日の文化省及び司法省通達

―被拘禁者の保健衛生上のケアに関する方法論的指針 (二
〇一〇年一〇月)

―少年の受入れを認可された施設の行刑分布図に関する二
〇〇六年四月四日の DAP-SD2 通知第一一一号

―少年に特化した行刑施設の将来の防御及び保護手段に関
する二〇〇六年一月三日の DAP-EMS2 通知第三五〇号

―少年のための行刑施設における教育機関の組織に関する
二〇〇七年三月五日〇 DAP-DGESCO 通知第二一〇〇七一〇
五四号

―被收容少年の強化された監督の実施に関する二〇〇八年
一〇月一三日の DPJJ 通知

―被拘禁少年に適合した自殺可能性の新たな評価枠組の使

用に関する二〇〇八年一〇月三日の DAP-DPJ 通知

―情報共有に関する二〇〇八年二月二六日の DPJJ 通知
―少年のための行刑施設における教育機関の組織に関する
二〇〇九年四月二三日の DGESCO 通知。教育年度の期間

―被收容少年及び親権に関する二〇〇九年一〇月二六日の
DAP 通知第〇一二七三号

―被拘禁少年に適用される秩序措置 (MBO) に関する二
〇一二年三月一九日の DAP-DPJ 通知

廃止条文

―少年に特化した行刑施設 (EPM) の利用に関する
DAP-DPJ 方法論的指針 (二〇〇七)

―少年の拘禁体制に関する二〇〇七年六月八日の通達第
JUSK 〇七四〇〇九七C号

―拘禁状態にある少年を対象とした作業に関する DAP 指
針 (二〇〇一)

適用日: 即日

付属文書: 資料

序論

犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオールドナンス第
四五―一七四号は、教育的措置優先の原則を打ち立ててい
る。従って、刑罰の言渡し、特に、自由剝奪刑の言渡しは、
例外的でなければならぬ。

一九四五年二月二日のオールドナンス第一条は、第四項
で「勾留は、拘置所 (maison d'arrêt) の特別区画または
少年に特化した行刑施設において実施される。被拘禁少年
は、可能な限り、夜間独居に付される。一三歳以上一六歳
未満の少年は、コンセイユ・デタのデクレにより定められ
る条件の下、拘禁状態においてエデュカトゥールの配置が
保障される施設で、かつ、成人の被拘禁者との完全な分離
が保障される施設においてのみ拘禁に付せらる」と規定
する。これらの分離原則は、被拘禁少年（少年及び少女）
全てに適用される。一九四五年オールドナンス第二〇―二条
の最終項は、被有罪宣告少年につき、「拘禁刑は、少年区
画または少年に特化した行刑施設において科される」と規
定する。

他方で、二〇〇九年十一月二四日の行刑法第二〇〇九
―一四三六号は、第六〇条において、就学上の義務に服さ
ない被拘禁少年は、教育的性質を帯びた活動に出席するこ

とが義務づけられるという原則を打ち立てている。少年に
特化されているわけではないものの、同法の他の規定は、
特に懲戒に関して、少年の拘禁体制を修正し、そして、少
年の権利を行使する条件について精確に示している。

本通達は、拘禁体制及び被拘禁少年の懲戒に関して刑事
訴訟法典を修正する二〇〇七年五月九日及び一日のデク
レ第二〇〇七―七四八号、第二〇〇七―七四九号及び第二〇
〇七―八一四号の三つのデクレ、並びに、行刑法の適用を
もたらし刑事訴訟法典を修正する二〇一〇年一月二三日
のデクレ第二〇一〇―一六三四号及び第二〇一〇―一六三五
号に由来する、少年の拘禁体制の提示を目的としている。
本通達は、被拘禁少年のケアを担当する行刑機関及び少年
司法保護局 (PJJ) の機関に対し、これらの条文の実施に
必要となる指針を与える。

成人の拘禁体制は、いかなる特別な規定もない場合、少
年にも適用されることを想起すべきである。

I―被拘禁少年

刑事訴訟行為に関しては、非難される行為の実行日にお
ける少年の年齢を考慮して、未成年が設定されている。

反対に、少年の拘禁体制は、拘禁開始日及び拘禁中、一

資料
八歳未満であつて、未決拘禁の対象となる者、または、少年裁判所によつて有罪宣告を受ける者に適用される。

1・1・1—被告少年の拘禁場所の選択

1・1・1—一般原則

少年は、今後、異なつた二つの施設に収容されうる。

—行刑施設の少年区画 (QM)'

—少年に特化した行刑施設 (EPM)。

EPM及び行刑施設のQMのリストは、司法大臣のアレテにより定められる (刑事訴訟法典第A.四三二条及び第A.四三二条)

少年の割振り (orientation) は、可能な限り、以下の点を考慮しつつ、少年の個別的利益に関連づけられなければならない。

—教育的ケア及び職業教育に関する需要、

—少年の日常生活の場所、

—書類を保管する裁判所の近さ。

教育的指導または出所計画の準備という観点から、少年が最も適した条件を享受できるように、EPMは、特に刑事手続において、長期間の拘禁が予測される場合に優先

されなければならない。

従つて、QMという選択肢は、近いうちに外部引致の必要がある短期間の拘禁状況によりよく対応する (例えば、少年裁判所への即時召喚手続)。

少年の独居原則は、刑事訴訟法典第R.五七九—一二条により定められている。受入れ施設の収容能力が、あらゆる少年配置決定に前置して吟味されなければならない。これには、施設内での人の流れに関する実際の運営政策を必要とし、裁判官への事前の情報伝達作業を必要とする。従つて、施設長は、少なくとも週に一度、控訴院管轄の司法官に (共和国検事、少年係判事、予審判事、自由と拘禁判事)、新たな被拘禁者を受入れるために利用可能な空き数を伝達する。

1・1・2—原則の実施

刑事訴訟法典第D.五三条は、施設の地理的位置にかかわらず、少年に特化した行刑施設に少年を収容する可能性を規定している。

従つて、手続書類を付託された裁判官は、当該裁判所の管轄にある行刑施設のQM、最も近い行刑施設のQM、または、六つのEPMの一つに少年を配置することが可能で

ある。

勾留状請求を伴った釈放の枠内で（犯罪少年に関する一九四五年二月二日オールドナンス第一二条及び第一四二条）、判事が少年を拘禁することを決定する場合に備え、PJIの教育機関は、教育的提案に加え、少年の状況を可能な限り最もよく考慮した拘禁場所に少年を配置できるようなデータを司法官に伝達しなければならない（少年の人格、家族関係の維持、拘禁場所における可能な教育計画、職業教育の展開）。

司法当局は、拘禁期間中、刑事訴訟法典第D.二九七条以下に従って司法移送を命じることにより、拘禁場所を修正することができる。

拘禁状況において、学際的チーム（少なくとも、行刑施設、少年司法保護局、及び、国民教育省の構成員からなる）は、裁判官に宛てて施設変更の提案をすることができ、当該提案は、施設長からの理由を付された報告書という形態をとり、（司法上の）予審の任を負う裁判官に送付される（刑事訴訟法典第D.五三条第四項）。

1・2―被有罪宣告少年のオリエンテーション及び配置
成人のオリエンテーションと配置に関する規則は、少年

にも適用される。但し、一定の特殊性が存在する。施設の割振り（orientation）と配置転換は、同様に、EPMでの収容を優先しなければならない。

1・2・1―オリエンテーション及び最初の配置

拘禁される少年は全て、たとえ短期期間であっても、可能な限り最良の状況で刑に服することができなければならない。施設の選択はその目的に応じたものでなければならない。

オリエンテーション手続は、被有罪宣告者の状況に関するあらゆる要素を集約することからなる。即ち、対象者の性別、年齢、刑事上の種別、前歴、身体的及び精神的健康状態、人格、適性、社会復帰の可能性、家族関係、一般的にいえば、最適な配置を決定する権限を有する当局にその判断を可能にするようなあらゆる情報である。

これらの全てのデータは、施設長の責任の下、オリエンテーション記録に集約される。

上記記録に添付された書類及び上記記録に含まれる意見は、ケアの学際性の現れであり、必要に応じて、学際的チームの会議における意見と総括の対象となりうる。実際、理解されるべきは、あらゆる側面における被拘禁者の人格である。

オリエンテーションは、拘禁期間の動態的管理及び刑を言い渡された者の再社会化の準備を可能にするものでなければならぬ。

拘禁の残刑期間が三カ月を超える被有罪宣告少年にとつて、オリエンテーションは義務的である（刑事訴訟法典第D.七五条）。「拘禁の残刑期間」は、有罪判決が確定した日を基準に、自動的に付与される刑の軽減分を差し引き（CRP）、刑事情報カードに記載される残刑期と理解されるべきである。

適宜、残刑が三カ月以下の場合であっても、学際的チームは、施設変更を有益と評価することができ、その観点からオリエンテーション記録を調べることができる。

少年に対し宣告される懲役刑の期間が短期である場合、オリエンテーション手続の実施が諸機関によりあらかじめ行われなければならない、手続期間は、配置決定に有用なあらゆる人格的要素を収集し、拘禁場所の変更の時宜性を評価するために用いられなければならない。

施設長は、義務的なものであれ任意なものであれ、オリエンテーションが検討される各被有罪宣告者に対して、オリエンテーション記録を作成する。

オリエンテーション記録は、施設長の責任の下、学際的

チームにより作成される。刑事訴訟法典第D.七六条乃至第D.七九条に従い、当該記録は、以下のことを含む。

必要意見（刑事訴訟法典第D.七六条）

— 少年司法保護局の意見、

— 刑罰適用判事に割当てられる職務を行使する少年係判

事の意見、

— 必要に応じて、少年の状況を日常的によく知る少年係

判事の意見、

— 施設長の提案、

— 少年の意見、

— 親権保持者または少年の法的代理人の意見。普通郵便

の受領証付き書留の送付により当該意見を表明するこ

とが推奨される（刑事訴訟法典第D.五一五条）。

聴取が望ましい意見

— 学際的チームの意見（刑事訴訟法典第D.五一四条）、

— 共和国検事の意見、

— 裁判長が有益であると評価する場合、有罪を宣告した

裁判長の意見、

— 少年の状況を認識すべき全機関の意見。

一貫し、精確で、根拠のある意見の収集は、管轄権限を

有する当局が自らの決定の理由を支えることを可能とする

のに必要不可欠な前提となる。

1・2・2—配置変更

施設への到着と配置変更の請求との間の必要最低期間に
関していかなる規定も存在しない場合であっても、配置変
更は、当事者の状況の進展がその変更を正当化する場合に
しか生じえない（刑事訴訟法典第D.八二条）。

特に、以下の理由が問題となりうる。

- 刑の執行計画、
- 家族の状況の変化、
- EMPまたはQM体制と相いれない被拘禁者の態度、
- 成人年齢への到達、
- 被拘禁者の健康状態、
- 刑の修正措置の実施、
- 公の秩序を乱す危険。

最初の配置に関してと同様、施設長は、請求の理由を証
明しうる要素を含む記録を作成する任を負う（刑事訴訟法
典第D.八二一条）。

当該書類は、特に、家族関係の維持に関する要素、及び、
出所準備のために検討されている方法を考慮しつつ、検討
されている配置変更の関連要素の総括を作成し、配置変更

に関する詳細な意見を形成する任を負う少年司法保護局の
機関へ送付されなければならない。

当該書類は、同様に、進行中の手続に有益なあらゆる要
素を施設に介入する看護者（一般医、精神学者、心理学者、
…）が利用できるように、当該看護者にも送付されなけれ
ばならない。

・施設長により発せられる請求
施設長は、以下の理由の一つにつき、被有罪宣告少年の
配置変更を請求することができる。

- EPMまたはQMの体制と相いれない態度または適性、
- 施設の適正な秩序維持、
- 被拘禁者の利益、
- 成人年齢への到達、
- 拘禁の特別な条件を要する健康状態の変更。

当該書類は、書式MA一二七によって作成され、当該
書式に正確に情報が記入される。

・少年により発せられる請求
有罪宣告を受けた被拘禁者は、施設長に配置変更を請求
する権利を有する。

当該請求は、家族への接近、社会復帰の見込み、または、
刑の執行計画、拘禁体制の変更への強い意志、職業訓練な

資料
により理由づけられる。

施設長は、その際、配置変更の記録を精査することが義務づけられる。

当該書類は、書式MA-118によって作成され、当該書式に正確に情報が記入される。

1・3―割振り手続とは関係しない収監場所の修正

あらゆる割振り手続の他、被拘禁少年が被告人であれ、被有罪宣告者であれ、被拘禁少年の施設管理上の移送が同様に行為される。

1・3・1―EPMまたはQMの収容率を調整するための

移送

この移送は、過剰収容から生じる不都合を改善し、より適した受入れ条件を提供することを目的とする。それ故、この措置の発動は、緊急性を有する場合でも、あらゆる配置に優先する個別化の同様の配慮により決定されなければならない。収容率の調整を可能とする移送の発動は、その移送管理が別の方法の対象とならずであった被拘禁者の移送を行う機会となつてはならない。

顕著な緊急性がある場合を除き、以下の被拘禁者に対しては、この種の移送を避けるべきである。

―頻繁に訪れる面会人を受入れている者、

―就学しており、試験を受ける者、

―刑の修正または拘禁代替の真摯な計画を策定した者、

―職業訓練研修に参加する者、

―不適応行動をとる者。

施設長は、被拘禁者（被告人または被有罪宣告者）の刑法上の立場に適合した内容の記録を作成する任を負う。

1・3・2―割振り手続に関係しないその他の移送の場合

被拘禁少年は、以下により理由づけられる移送の対象となりうる。

―多地域保安医療施設（UHSD）、特別整備医療施設（UHSA）、または、フレーヌ国民健康公施設（EPSNF）への治療のための入所、

―刑の修正の実施。

1・4―女子少年

刑事訴訟法典第R.五七一九一〇条は、女子少年と同性の職員の下、そのために用意されたユニットで女子少

年を受入れるという原則を定立する。

被拘禁女子少年の孤立を防ぐため、施設内で単独で拘禁されないよう、厳格な方法で、監督するべきである。国内全土にわたり、被拘禁女子少年を受入れる余地のある施設の限定数の決定は、この孤立を防止することを可能とするものでなければならない。

被有罪宣告女子少年は、できる限り、同じ一つの施設に統合される。被告女子少年が問題となる場合、特に、女子少年を既に受入れている施設を司法当局へ示すことにより、司法当局に注意喚起することが適切である。

いずれにせよ、また、決定された配置がいかなるものであれ、女子少年は、少年司法保護局の機関による継続的な教育的監督を享受することができなければならない、当該監督は、男女混合的状况においてなされる。

指導員は、刑事訴訟法典第R.五七―六一八条に添付される行刑施設の標準的内部規則第一条に従い、男性職員を含むみる。

女子の夜間宿泊は、同性の職員の監視の下、男子のユニットとは区別された生活ユニットにおいて行われなければならない（刑事訴訟法典第R.五七―九一〇条）。このことは、必要に応じて、また、施設長の権限の下、男性の上

級職員が女子生活ユニットに介入することを妨げない（刑事訴訟法典第D.二二二条）。

（大貝葵）

II―少年に特化した行刑施設または少年区画への若年成人の例外的据置

2・1―若年成人の状況の評価

被拘禁少年のケアの特殊性を尊重し、かつ、少年と成人者の分離原則を保障するためには、若年被拘禁者は、成人すれば直ちに、成人の拘禁場所に収容される方がよい。

しかしながら、成人になってケアのタイプや環境が変化することで、しばしば不意の断絶が生じる。この断絶は、収容の終了段階で成人する日が近づいてくる場合に、教育的機能を危うくしかねない。

拘禁中に成人年齢に達する被拘禁者は、その者の人格及び拘禁中の行動がそれを正当化する場合、本人の同意の下、刑事訴訟法典第R.五七―九一一条に基づき、一八歳六ヶ月まで、少年に特化した行刑施設または少年区画に据置かれる。このことは、とりわけ、刑罰修正の準備の枠内で、有益性が証明される。

学際的チームは、成人しようとしている各少年の状況を

評価しなければならぬ。当該少年の意見が顧慮される。学際的チームが賛成意見を出す場合、施設長は、据置の提案を書面で、被有罪宣告者については行刑機関の地域間局長に（刑事訴訟法典第D.八〇条）、被告人については手続書類が係属される司法官に（同法典第D.五三条）伝達する。施設長は、このために委託を受けた場合、行刑当局の決定権限に鑑み、自ら決定を下す。同時に、少年司法保護局の機関の長は、参考までに同じ提案を少年司法保護局の地域局長に伝達する。

2・2―若年成人の権利及び義務

この据置は、成人という法的地位に照らしてみれば、結果として例外を構成することから、成人する被拘禁者の同意なくしては考えられえない。実際、若年成人は、収容される施設の運用規則に引き続き従う。故に、未成年であることまたは施設の性質に起因する制限または禁止は全て、当該若年成人に課され続ける。

逆に、対象者の法的性質は、個人的な権利の行使及び法律上の義務の履行につき、成人を迎える誕生日に修正される。成人する被拘禁者は、成人の懲戒体制に服し、親権行使に関する規定はもはや適用されない。

重要と思われるのは、これらの新たな権利及び義務が若年成人によって明瞭に認識されること、それに応じて、内部規則が成人への移行と結びついたケア体制の修正を詳細に定めることである。

数ヶ月の間、少年に特化した行刑施設または少年区画に据置かれる、成人する被拘禁少年は、判事のこれに反する決定がない限り、出所まで、少年司法保護局の教育機関によって継続して監督される。この場合、若年成人は、当該施設が所在する県の社会復帰・保護観察局（SPIP）によって監督される。

他方、一三歳以上一六歳未満の少年被告人と若年被拘禁成人の分離ができない場合、被拘禁成人は移送されなければならない。ケアにおける不意の断絶を回避するため、社会復帰・保護観察局と連携しつつ、この移送を準備するのは、学際的チームの任務である。

少年司法保護局の機関が可及的速やかに若年成人の状況に関する情報を社会復帰・保護観察局に伝達することができるように、施設長は、可能な限り、移送につき少年司法保護局の機関に通知する。

新たな施設の内部で、この若年成人は、受入れ場所の「到達」行程に従わなければならない。

（井上宜裕）

- (1) Circulaire du 24 mai 2013 relative au régime de détention des mineurs (NOR: JUSK1340024C), Bulletin officiel du ministère de la justice 2013-06 du 28 juin 2013.
- (2) <http://www.moj.go.jp/content/001242702.pdf> (二〇一八年六月一日閲覧)。
- (3) <http://www.moj.go.jp/content/001257004.pdf> (二〇一八年六月一日閲覧)。
- (4) <http://www.justice.gouv.fr/statistiques-10054/references-statistiques-justice-12837/justice-des-mineurs-donnees-201631193.html> (二〇一八年六月一日閲覧)。

（未完）

【付記】本資料は、二〇一八年度末延財団研究会助成による成果の一部である。